

いたみ専門医・専門医療者 認定 のご案内



いたみ専門医・専門医療者になるための手順

1 痛みに関連する学会（日本運動器疼痛学会、日本口腔顔面痛学会、日本ペインリハビリテーション学会）等 申請しない場合
（一般財団法人日本いたみ財団会員として申請する場合）

2 痛みに関連する学会（日本運動器疼痛学会、日本口腔顔面痛学会、日本ペインリハビリテーション学会）等
学会会員として申請する場合

- ① 該当する国家資格の保有※
- ② **いたみマネージャーの資格の保有**
- ③ **1回以上のアドバンスコース受講が必須**
- ④ 認定試験受験資格（**30**単位以上取得）

- ① 該当する国家資格の保有※
- ② 各学会が定める認定要件

■ 対象者：医療機関・教育機関で勤務する国家資格を有する医療者
 （ここでの医療機関とは、病院、診療所、介護老人保健施設、調剤を実施する薬局、訪問看護ステーション事業所、通所リハビリテーション事業所を指します。また、教育機関とは、大学（大学院を含む）、短期大学、専門学校、専修学校を指します。医療者とは、医師、歯科医師、看護師、保健師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、公認心理師、臨床検査技師、歯科衛生士、管理栄養士を指します。）

認定申請書の提出

いたみ専門医・専門医療者
書類審査

いたみ専門医・専門医療者
筆記試験

いたみ専門医・専門医療者
認定委員会の審議の結果、認定

**からだ・運動器の
 いたみ専門医療者**

資格移行用
 申請書の提出
資料 4 参照

一般財団法人日本いたみ財団会員として申請する場合 のいたみ専門医・専門医療者 受験資格に係る単位一覧

資料 2



本資格認定（初回、更新）にポイント制度を設け、5年間で**30**単位以上のポイントが必要と定める（「**医療者研修会 アドバンスコースの受講は必須です**」）。なお、必要とするポイントは日本いたみ財団または痛みに
関連する学会（日本運動器疼痛学会、日本口腔顔面痛学会、日本ペインリハビリテーション学会）等にて付与するものとする。

(1) 痛みに関連する学会（日本運動器疼痛学会、日本口腔顔面痛学会、日本ペインリハビリテーション学会）等の学術大会への参加

- ・ 全学会共通：2単位

(2) 厚労省慢性疼痛診療システム普及・人材モデル事業「慢性疼痛診療研修会」ないし当財団が主催する医療者研修会^{*}への参加

- ・ 「慢性疼痛診療研修会」、「医療者研修会 ベーシックコース」受講：5単位
- ・ 「医療者研修会 アドバンスコース」受講：10単位（**1回以上のアドバンスコース受講は必須です**）
- ・ 「慢性疼痛診療研修会」、「医療者研修会」講師：6単位

(3) 痛みに関連する学会（日本運動器疼痛学会、日本口腔顔面痛学会、日本ペインリハビリテーション学会）等が開催する教育研修講演への参加

- ・ 教育研修講演の一講演受講：2単位

(4) 痛みに関連する学会（日本運動器疼痛学会、日本口腔顔面痛学会、日本ペインリハビリテーション学会）等の特別講演・教育研修講演の講師

- ・ 講師担当1回：5単位

(5) 痛みに関連する学会（日本運動器疼痛学会、日本口腔顔面痛学会、日本ペインリハビリテーション学会）等学術大会における口演またはポスター発表

- ・ 筆頭演者：5単位／発表，共同演者：1単位／発表

(6) 痛み患者症例の診療録・対応録

- ・ 1症例：5単位

(7) 痛み関連の論文（第1著者または責任著者）

- ・ 1論文：10単位

※：認定NPO法人いたみ医学研究情報センター主催「慢性の痛みワークショップ」も含む

移行措置申請

資料 3

対象

- (1) からだ・運動器の痛み専門医療者」取得者
- (2) からだ・運動器の痛み専門医療者の認定試験作成に2年間以上関わった者

申請条件

- (1) 筆記試験は免除する
- (2) 以下の書類審査を行う

1. 「からだ・運動器の痛み専門医療者」の**認定証**の写し
または「からだ・運動器の痛み専門医療者」の**審議会委員**であったことを証明するものの写し
2. 「からだ・運動器の痛み専門医療者」取得後における**医療者研修会（ベーシックまたはアドバンス研修会）の受講証**または**同研修会の講師（講師であることを示すプログラムのコピー）**
3. 過去**3**年間における痛みに関する**学会発表**（筆頭演者なら1演題，共同演者なら2演題）
または**原著論文**1篇（筆頭著者または共著者）の**コピー**（論文は最初のページのコピー）

※学会発表は痛みに関する研究会または講演会等における講師経験でも可

※上記 1 は必須、上記 2, 3 についてはいずれか一方を提出すること。

いたみ専門医・専門医療者の更新要件

資料4

資格認定（更新）に単位制度を設け、いたみ専門医・専門医療者は**5年間で30単位以上必要と定める**。

なお必要とするポイントは以下の当法人事業または痛みに関連する学会（日本運動器疼痛学会、日本口腔顔面痛学会、日本ペインリハビリテーション学会）等付与するものとする。各事業における単位はそれぞれ以下の項に従うものとする。

(1) 当財団が主催する「医療者研修会」への参加（**最低必須単位：10単位**）

当財団が主催する「医療者研修会」ベーシックコース**受講：5単位** / 医療者研修会講師担当：6単位

当財団が主催する「医療者研修会」アドバンスコース**受講：10単位（必須）**

(2) 痛みに関連する学会（日本運動器疼痛学会、日本口腔顔面痛学会、日本ペインリハビリテーション学会）等の学術大会への参加（**最低必須単位：6単位**，最大10単位）**全学会共通：2単位**

(3) 痛みに関連する学会（日本運動器疼痛学会、日本口腔顔面痛学会、日本ペインリハビリテーション学会）等が主催する教育研修講演への参加（最大10単位）

教育研修講演の一講演受講：**2単位**

(4) 痛みに関連する学会（日本運動器疼痛学会、日本口腔顔面痛学会、日本ペインリハビリテーション学会）等が主催する特別講演・教育研修講演の講師（最大10単位）

講師：**5単位**/講演

(5) 痛みに関連する学会（日本運動器疼痛学会、日本口腔顔面痛学会、日本ペインリハビリテーション学会）等学術大会における一般演題発表（最大10単位）

筆頭演者：**5単位**/発表，共同演者：1単位/発表

(6) 痛み患者症例の診療録・対応録(3か月以上経過を追ったものとする)（最大10単位）

痛み患者診療または痛みの電話相談などの対応した際に、その対応について3か月以上追跡しえた症例の記録

審議会により承認の得られたもの1症例：**5単位**

(7) 痛み関連の論文(第1著者または責任著者)（最大10単位）

過去3年間に出版した痛み関連の論文(第1著者または責任著者) **審議会により承認の得られたもの1論文：10単位**

1申請期間について同一論文の申請は

認められない